

第 5 章（資料 4 2）における量の見込みの算出方法

第 5 章における該当箇所		対象	算出方法	
			国の算出マニュアルを 採用	独自
P 5	第 2 節 2 (1)~(3)	幼稚園、保育所、認定こども園		○
P 9	第 3 節 1 (1)	利用者支援事業（地域子育て相談機関及び妊婦等包括相談支援事業型を含む）		○
P 1 1	第 3 節 1 (2)	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	○	
P 1 2	第 3 節 1 (3)	妊婦健康診査	○	
P 1 2	第 3 節 1 (4)	産後ケア事業	○	
P 1 3	第 3 節 1 (5)	子育て短期支援事業 （ショートステイ、トワイライトステイ）	○	
P 1 3	第 3 節 1 (6)	地域子育て支援拠点事業	○	
P 1 4	第 3 節 1 (7)	病児保育事業		○
P 1 4	第 3 節 1 (8)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	○	
P 1 5	第 3 節 1 (9)	延長保育事業（時間外保育）		○
P 1 5	第 3 節 1 (10)	放課後児童健全育成事業 （学童保育）	○	
P 1 8	第 3 節 1 (11)	一時預かり事業		○
P 1 9	第 3 節 1 (12)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	○	
P 1 9	第 3 節 1 (13)	多様な主体の参入促進・能力活用事業		○
P 2 0	第 3 節 1 (14)	実費徴収に係る補足給付を行う事業		○
P 2 0	第 3 節 1 (15)	養育支援訪問事業	○	
P 2 1	第 3 節 1 (16)	子育て世帯訪問支援事業	○	
P 2 2	第 3 節 1 (17)	児童育成支援拠点事業	—	—
P 2 2	第 3 節 1 (18)	親子関係形成支援事業	○	